

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	水土保全治山(通常)	事業箇所	南巨摩郡	身延町	小田船原	地区名	船原(ふなはら)	事業主体	山梨県		
(1)事業概要					(3)事業の妥当性評価						
①課題・背景 本箇所は、身延町南部の小田船原地区に流入する志摩の沢他2流域を計画区域とする。近年の集中豪雨による渓岸浸食や山腹崩壊の拡大により、溪流の荒廃が顕著となり、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。					①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条1項に規定された「保安施設事業」に該当					○	
②整備目標・効果					②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条3項の規定により都道府県知事が整備					○	
□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家53戸 国道800m 町道300m 土砂整備率 (現況)80%≧70% ※ 災害実績 有(H25年9月16日 台風18号) ※ 重要公共施設 有(避難場所 養護老人ホーム功德会) ※ (第1次緊急輸送道路 国道52号) ※					③経済妥当性 費用便益費 便益(B)/費用(C)= 2.94 > 1.0 ・便益(B)= 583 百万円 ・費用(C)= 198 百万円					○	
□副次目標					④事業実施・規模の妥当性 ・流域内は不安定土砂が堆積しており、下流流出の恐れがある。なお、砂防ダムの計画はない。					○	
□副次効果 ○被災時の被害波及の防止 (第1次緊急輸送道路 国道52号)					⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効					○	
					⑥環境負荷への配慮 ・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する。					○	
					⑦事業計画の熟度 ・地元身延町より強い要望有り。					○	
					<妥当性評価> ・7項目全て妥当であることから、妥当と判断						
					(4)事業間優先度評価 ・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 2 優先度評価: I						
(2)整備内容と整備量					(5)総合評価					○	
①整備内容 谷止工3基、山腹工0.44ha					・(3)及び(4)の結果から、「優先的」に実施						
②整備期間 平成29年度～平成32年度					【事業位置図等】						
③総事業費 220百万円(国費 100(1/2) 県費 120百万円(1/2))					省略						
④全体計画											
平成29年度 谷止工1基 山腹工 0.04ha 40百万円											
平成30年度 谷止工1基 50百万円											
平成31年度 谷止工1基 山腹工 (0.40)ha 70百万円											
平成32年度 山腹工 0.40ha 60百万円											
⑤既整備内容・期間・事業費 昭和38年～昭和59年 谷止工6基 護岸工77m 58百万円											